

令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課長

(公 印 省 略)

一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂について (通知)

平素より廃棄物行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月 21 日変更）においては、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである」こと等を挙げており、このような取組を支援するため、環境省では、有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」を取りまとめています。

このたび、平成 31 年 3 月に循環型社会形成推進交付金交付取扱要領等の改訂が行われ、一般廃棄物焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物の減量化を図る観点から、一般廃棄物処理の有料化を検討することが要件化されたことを考慮し、一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

については、貴管内の市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）に下記内容について周知していただきますよう、御協力方よろしく御願いたします。

記

令和 2 年の第 203 回臨時国会の所信表明演説において、当時の菅義偉内閣総理大臣は、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、さらに、令和 3 年 4 月の第 45 回地球温暖化対策推進本部において、2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、

温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦をする旨を表明しました。また、上記を踏まえ、令和 3 年の地球温暖化対策推進法改正では、2050 年カーボンニュートラルが同法に基本理念として明確に位置づけられるなどの改正がなされたところでは、

これらを受け、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野において、脱炭素でかつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現していくことが求められています。中でも、資源循環を通じた脱炭素には大きな期待が寄せられており、国民にとって身近な廃棄物処理における一般廃棄物処理の有料化は、廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進のために有効なツールであり、国民の行動変容を促すことが可能です。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、一般廃棄物処理の有料化についての制度設計の考え方、導入に伴う課題等について参考となる情報を示すことにより、市町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するものです。有料化を導入している市町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成 17 年度に有料化を導入している市町村は生活系ごみについては約 56%、事業系ごみについては約 79%であったのに対して、令和元年度にはそれぞれ約 66%、約 86%となっています。

こうしたことから一般廃棄物処理の有料化は、市町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進や、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために有効な施策と言えます。

以上のことを踏まえて、この度、情報等の更新を行うとともに、近年の事例を追加し、現在の社会情勢に対応した手引きとなるよう改訂を行いました。

本手引きについては、下記の環境省のホームページに掲載していますので参照して下さい。

<WEB ページ>

https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ps/index.html

【本件についての問い合わせ先】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当：田中（嘉）、嶋田、田中（裕）

電話：03-5521-9273（直通）